諮問日:平成29年6月2日(平成29年度(最情)諮問第23号)

答申日:平成29年9月11日(平成29年度(最情)答申第33号)

件 名:司法修習生を採用する際の最高裁判所及び司法研修所内部の事務手続が分

かる文書の不開示判断 (不存在) に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「新たに司法修習生を採用する際の、最高裁判所及び司法研修所内部の事務 手続が分かる文書(裁判所HPに掲載されたことがある文書は除く。)(最新版)」(以下「本件開示申出文書」という。)の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断(以下「原判断」という。)は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年5月19日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

司法修習生の採用選考に関する最高裁判所及び司法研修所内部の事務手続が 分かる文書として、司法修習生採用選考審査基準(以下「審査基準」という。) 及び平成28年度司法修習生採用選考要項(以下「選考要項」という。)があ り、これ以外の司法行政文書を作成し、又は取得する必要はない。

そして,審査基準は裁判所ウェブサイトに常時掲載されており,選考要項は 一定期間裁判所ウェブサイトに掲載されていたから,いずれも本件開示申出文 書から除外される。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 平成29年6月2日 諮問の受理

② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③ 同年7月21日 審議

④ 同年9月8日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 審査基準及び選考要項には、司法修習生の採用選考における審査基準等が記載されているところ、これらの記載内容を踏まえて検討すれば、そのほかに本件開示申出文書に該当する文書を作成し、又は取得する必要はないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。また、当委員会庶務を通じて確認したところ、審査基準は裁判所ウェブサイトに掲載されており、選考要項は一定期間裁判所ウェブサイトに掲載されていたとのことであるから、いずれも本件開示申出文書に該当しない。そのほか、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認め られる。

2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示 申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開·個人情報保護審查委員会

 委員長
 髙
 橋

 滋

 委員
 久保

委員門口正人